第一の二の1⑵に次の表を加える。

第二表

理容技術理論	百二十時間以上
理容実習	六百九十時間以上
計	八百十時間以上

第一の二の2を次のように改める。

2　美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第一条の二に規定する理容修得者課程（以下「理容修得者課程」という。）以外の教科課程において履修している者が理容師養成施設の美容修得者課程以外の教科課程において履修しようとする場合であって、本人から必修課目の履修の免除の申出があったときは、当該美容師養成施設において履修すべき美容師養成施設指定規則別表第一に掲げる全ての必修課目及び全ての選択課目の修了（美容師養成施設の教科課程の基準（平成二十年厚生労働省告示第五十号）第一の三4⑵の規定の適用による履修を含む。）を条件として理容技術理論及び理容実習を除く必修課目の履修を免除するものとする。この場合においては、理容技術理論及び理容実習の各教科課目を美容修得者課程の教科課目とみなして、1⑴及び⑵の規定を適用する。

第一中「三　選択必修課目」を「三　選択課目」に改める。

第一の三の1中「選択必修課目」を「選択課目」に改め、同三の2中「選択必修課目」を「選択課目」に改め、「は、」の下に「理容師に必要な」を加え、同三の3⑴中「選択必修課目」を「選択課目」に改め、「以上とする」の下に「（美容修得者課程の選択課目の総単位数は、七単位以上とする。）」を加え、同三の3⑵中「選択必修課目」を「選択課目」に改め、「とする」の下に「（美容修得者課程の選択課目の総授業時間数は、二百十時間以上とする。）」を加え、同三の4を次のように改める。

4　免除等

⑴　理容師養成施設においては、美容師養成施設の理容修得者課程以外の教科課程において履修している者が当該理容師養成施設の美容修得者課程以外の教科課程において履修しようとする場合であって、本人から選択課目の履修の免除の申出があったときは、当該美容師養成施設において履修すべき美容師養成施設指定規則別表第一に掲げる全ての必修課目及び全ての選択課目の修了（美容師養成施設の教科課程の基準第一の三4⑵の規定の適用による履修を含む。）を条件として、選択課目の総単位数を七単位（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、総授業時間数を二百十時間）以上とする。

⑵　理容師養成施設においては、生徒が当該理容師養成施設に入所する前に行った理容師養成施設又は美容師養成施設の選択課目若しくは専修学校における授業課目の履修（美容修得者課程において履修している生徒及び⑴の規定が適用される生徒が美容師養成施設において行った選択課目の履修を除く。）、大学、短期大学若しくは高等専門学校の課程における学修又は大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、理容師養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択課目の総単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、総授業時間数）の二分の一を超えない範囲で、当該養成施設における選択課目の履修とみなすことができる。

（美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の一部改正）

第三条　美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成二十年厚生労働省告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二の一中「次の表」を「第一表（美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第一条の二に規定する理容修得者課程（以下「理容修得者課程」という。）については第二表）に、「同表」を「これらの表」に、「選択必修課目」を「選択課目」に改め、同一の表を次のように改める。

第一表

必修課目	添削指導の回数
関係法規・制度	三回以上
衛生管理	四回以上
保健	三回以上
香粧品化学	二回以上
文化論	二回以上
美容技術理論	八回以上
運営管理	三回以上
美容実習	六回以上

第二の一に次の表を加える。

第二表

必修課目	添削指導の回数
美容技術理論	八回以上
美容実習	六回以上

第三の二の1中「次の表」を「第一表（理容修得者課程については第二表）」に、「同表の中欄」を「第一表の中欄又は第二表の下欄」に改め、「対する」の下に「（理容修得者課程以外の教科課程における）」を加え、「同表の上欄」を「第一表の上欄」に改め、同1の表を次のように改める。

第一表

必修課目	五十九単位以上
関係法規・制度	二単位以上
衛生管理	六単位以上
保健	五単位以上
香粧品化学	六単位以上
文化論	二単位以上
美容技術理論	五単位以上
運営管理	二単位以上
美容実習	九十単位以上
選択課目（実習を伴う各課目）	二単位以上
計	百二十単位以上

必修課目	百十八単位以上
関係法規・制度	二単位以上
衛生管理	六単位以上
保健	五単位以上
香粧品化学	六単位以上
文化論	二単位以上
美容技術理論	五単位以上
運営管理	二単位以上
美容実習	三十五単位以上
選択課目（実習を伴う各課目）	一単位以上
計	六十単位以上